

2008度 民事訴訟法講義 2

関西大学法学部教授
栗田 隆

第2回

- 裁判所の構成（裁判所法、民訴269条）
- 管轄（4条－22条）

T. Kurita

2

裁判所の意義

- 裁判所は、司法権が帰属する国家機関である（[憲法76条](#)）。
- 司法権の内容は、「法律上の争訟を裁判」する権限であり（裁判所法3条）、この権限は裁判権と呼ばれる。

T. Kurita

3

「裁判所」の語は様々な意味で使われる

1. **官署としての裁判所** 裁判官その他の裁判所職員が配置された官署。
 - 裁判所法。
 - 民訴法[4条](#)や[100条](#)、[383条](#)。
2. **裁判機関としての裁判所** 事件の審理・裁判を行う一人または数人の裁判官によって構成される裁判機関（裁判体）。
 1. 民訴法[87条](#)、[150条](#)、[243条](#)
 2. 「単独制の裁判所」「合議制の裁判所」

T. Kurita

4

裁判機関としての裁判所の構成

- 単独制の裁判所 一人の裁判官から構成されている裁判機関
- 合議制の裁判所 複数の裁判官から構成されている裁判機関。
 - 一人が裁判長となり、裁判所を代表して発言し、訴訟を指揮する。
 - 裁判内容は全員の合議により決定する。

T. Kurita

5

裁判所書記官（1） 職務（裁判所法60条）

- 裁判所の事件に関する記録その他の書類の作成及び保管（2項）。
- 裁判所の事件に関し、裁判官の命を受けて、裁判官の行なう法令及び判例の調査その他必要な事項の調査を補助する（3項）。
- 他の法律において定める事務（2項）。例：
 1. [民訴71条](#) 訴訟費用額の確定
 2. [民訴382条](#) 支払督促

T. Kurita

6

裁判所書記官（2） 当事者との折衝

- 裁判所書記官は当事者との関係で裁判所の対外的窓口の機能を果たす。
- 次の事項は裁判所または裁判長の職務であるが、裁判長の命を受けて書記官が当事者と折衝することが認められている。
 1. 訴状の補正の促し（規則56条）
 2. 最初の口頭弁論期日前における参考事項の聴取（規則61条2項）
 3. 期日外釈明（規則63条）

T. Kurita

7

民事裁判権

- 民事事件を解決するための裁判権
- 次の2つの点から限界付けられる。
 1. 人的範囲（民事裁判権の及ぶ人の範囲）
 2. 物的範囲（民事裁判権により処理される紛争の範囲＝法律上の争訟）

T. Kurita

8

民事裁判権が及ぶ者に生ずる効果

- 訴状の送達を受け、被告になる。
- 当事者尋問の対象となる
- 判決の名宛人となり、既判力を受ける。
- 強制執行に服する。
- 証人義務（190条）、文書提出義務（220条。特に4号）及び検証物提示義務等（232条）を負う。

T. Kurita

9

民事裁判権の人的範囲

日本の民事裁判権は、原則として、日本国内にいるすべての人に及ぶ。

1. 天皇も民事裁判権に服するかについて、争いあり。最高裁は、服さないとする。
2. 外国国家は、日本と対等な主権を有するので、日本の裁判権に服さないのが原則である（主権免除）
3. 外国の外交官およびその家族等は、「外交関係に関するウィーン条約」31条・37条により、原則的に裁判権を免除されている。

T. Kurita

10

最判平成1. 11. 20民集43-10-1160

- 事実の概要 千葉県知事が昭和天皇の病氣快癒を願う県民記帳所を設置し、これに県の公費を支出した。Xはこの公費支出は違法であり、昭和天皇が不当利得した記帳所設置費用相当額を平成天皇が相続したと主張して、千葉県に代位して、知事に対し損害賠償を、天皇に対し不当利得返還を求める訴えを提起した。
- 判旨 「天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であることにかんがみ、天皇には民事裁判権が及ばないものと解するのが相当である。したがって、訴状において天皇を被告とする訴えについては、その訴状を却下すべきものである〔以下略〕」。

T. Kurita

11

主権免除についての二つの考え

絶対的主権免除主義 狭い範囲でのみ主権免除の例外を認める。

1. 外国が免除を放棄した場合。
2. 法廷地国に存在する不動産に関する訴訟の場合。
3. 法廷地国に存在する財産を外国国家が相続する場合。

制限的主権免除主義 上記の場合のみならず、外国国家が私企業と同等の経済活動をしたことに起因する紛争についても主権免除の例外を認める。

T. Kurita

12

最判平成14年4月12日

- アメリカ合衆国駐留軍の航空機の横田基地における夜間離発着の差止請求の事案
- 制限的主権免除主義を採る国があることを認めつつ、「外国国家の主権的行為については、民事裁判権が免除される旨の国際慣習法の存在を肯認することができる」。

T. Kurita

13

民事裁判権により処理される紛争の範囲・1

- 私人の生活利益に関する争いであること。
- 法的保護に値する生活利益をめぐる争いであり、原則として法の適用により解決される争いであること。

T. Kurita

14

民事裁判権により処理される紛争の範囲・2

私人と国家・自治体との争いは、次の2つに分かれ、後者のみが民事訴訟の対象となる。

1. 私人と国家・自治体との権力関係における争いは、行政訴訟の対象になる。
2. 国家賠償法による損害賠償に関する争いや、国等に物を売却した私人の代金支払に関する争いは、対等な関係にある者の間の紛争として、民事訴訟の対象になる。

T. Kurita

15

管轄の意義

- 一般に複数の主体（機関や人）の間における権限行使の分担の定めを管轄という。
- 多数の裁判需要に適正に応ずるために、最高裁判所の下に多数の下級裁判所が設置されている。裁判所の管轄とは、これらの複数の裁判所の間での裁判権行使の分担の定めである。

T. Kurita

16

法定管轄

- 管轄は、次のことを考慮して予め法律で定められている。
 1. 職分 行使される裁判権の内容・種類
 2. 事物 同種の裁判権が行使される事件について、事件の大小・特質。
 3. 土地 事件に含まれる地理的要素と裁判所の所在地

T. Kurita

17

任意管轄と専属管轄

法定管轄は、強行的であるか否かによって、次のように区別される。

- **任意管轄** 主として当事者の便宜や公平を図る趣旨で定められた法定管轄である。合意管轄（11条）や応訴管轄（12条）、あるいは遅滞等を避けるための移送（17条）などが許される。
- **専属管轄** 特定の裁判所にのみ管轄を認める必要が強い場合、合意管轄や応訴管轄、あるいは遅滞等を避けるための移送などが許されない管轄（13条・20条）である（例外あり）。

T. Kurita

18

職分管轄

行使される裁判権の内容にしたがった役割分担。

1. 訴訟事件を処理する権限 人事訴訟を処理する権限は家庭裁判所に専属する
2. 民事執行事件を処理する権限
3. 破産事件を処理する権限
4. 起訴前の和解手続の裁判権、督促手続の裁判権 これらは、簡易裁判所のみが行使する(275条・383条)

T. Kurita

19

審級管轄（職分管轄の一種）

- 審級制度を前提にして、どの裁判所が一審裁判所となり、前の審級の裁判に対してどの裁判所が上訴審の裁判権を行使するかを定めを審級管轄という。

T. Kurita

20

第一審の管轄裁判所 ―― 事物管轄

- 民事訴訟について第一審裁判所となりうるのは、特殊な例外を除き、地方裁判所と簡易裁判所である。
- 管轄は、訴訟の目的の価額（訴額）を基準として定められている（裁33条1項1号・24条1号）。
 1. 簡易裁判所 訴額が140万円以下の事件
 2. 地方裁判所 訴額が140万円を超える事件および140万円以下であっても不動産に関する事件

T. Kurita

21

訴額（8条1項）

- 訴額は、「訴えで主張する利益」によって算定する（8条1項）。例えば、100万円の貸金返還請求の訴額は100万円。「訴訟物の価額の算定基準」参照。
- 訴額が算定不能、または算定が極めて困難な場合には、次のように扱われる。
 1. 事物管轄との関係では、140万円を越えるものとみなされ、地裁の管轄になる（8条2項）。
 2. 申立手数料との関係では、160万円とみなされる（民訴費4条2項）。

T. Kurita

22

併合請求の場合の訴額（9条1項） 合算主義

- 1つの訴えに複数の請求が併合されている場合（136条）には、各請求の訴額を合算する（合算主義。9条1項）。
- 例： 50万円の貸金の返還請求と、100万円の代金支払請求とが併合されている場合には、訴額は合計で150万円となり、地方裁判所の事物管轄に属する。

T. Kurita

23

併合請求の場合の訴額（9条1項） 共通利益

- 訴えで主張する利益が複数の請求に共通している場合には、共通部分は合算せずに1つの利益として扱う（9条1項但書き）。
 1. 時価100万円の物の所有権確認請求とその物の引渡請求とが併合されている場合には、訴額は、100万円である。
 2. 主債務者に対する500万円の支払請求と保証人に対する500万円の支払請求とが併合されている場合には、訴額は、500万円である。

T. Kurita

24

附帯請求の不算入（9条2項）

- 果実、損害賠償、違約金又は費用の請求が訴訟の附帯の目的であるときは、その価額は、訴訟の目的の価額に算入しない（9条2項）。訴額の計算を単純にするためである。

例：130万円の元本の支払請求に附帯して3年分の利息39万円および完済までの遅延損害金の支払が請求されている場合には、訴額は、130万円である。

T. Kurita

25

第一審の管轄裁判所 —— 土地管轄

- 所在地を異にする同種の裁判所の間での地域的な裁判権行使の分担を**土地管轄**という。
- 各裁判所は、その管轄区域内に裁判籍が所在する事件について管轄権を有する。
 1. **管轄区域** 「下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律」により各裁判所について定められている職務執行の区域（地域的限界）。
 2. **裁判籍** 土地管轄を定める基準となる、当事者または訴訟物と関連する要素。裁判籍には、普通裁判籍と特別裁判籍とがある。

T. Kurita

26

普通裁判籍（4条）

- 当事者の住所等を基準にして定まる裁判籍である（4条）。すべての事件に当事者がおり、事件の種類に関わりなしに一般的に認められる裁判籍であるので、「普通」裁判籍と呼ばれる（ただし、専属管轄が定められている事件は除かれる。13条）。
- 被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所は、その者に対する訴えについて管轄権を有する（4条参照）。

T. Kurita

27

普通裁判籍の所在地（4条）

- **人** 住所、居所、国内の最後の住所（2項）。
- **在外日本人で外国裁判権に服さず日本に最後の住所も有しない者**（大使・公使の子供で外国で生まれた者など） 東京都千代田区（4条3項、規則6条）。
- **社団・財団** 主たる事務所・営業所、主たる業務担当者の住所（4項）。**外国の社団・財団**については、日本における主たる事務所等（5項）
- **国** 訴訟について国を代表する官庁の所在地（東京都千代田区）（6項）

T. Kurita

28

特別裁判籍（5条以下）

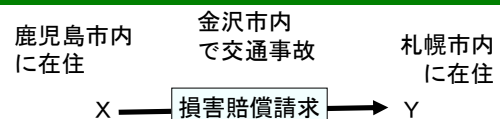
限定された種類・範囲の事件について認められる裁判籍である（普通裁判籍以外の裁判籍）。

1. **独立裁判籍**（5条・6条） 一定の種類的事件について、他の事件や請求に依存することなく認められる特別裁判籍を独立裁判籍という。その多くは5条で規定されている。
2. **関連裁判籍**（7条等） 他の事件ないし請求と関連していることにより管轄権が根拠づけられる場合に、その関連性を関連裁判籍という。

T. Kurita

29

練習問題：管轄裁判所をすべてあげなさい



4条により、
5条1号により、
5条9号により、

T. Kurita

30

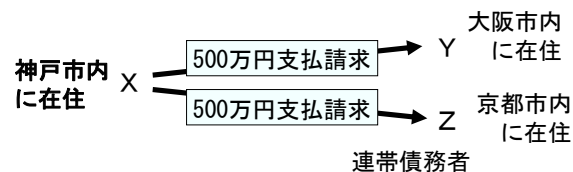
併合請求の関連裁判籍（7条）

- **客観的併合の場合（7条本文）** 原告が一つの訴えで複数の請求について審理を求める場合に（136条）、そのうちのどれか一つについて裁判所が管轄権を有すれば、独立の裁判籍のない他の請求についても管轄権が生ずる。
- **主観的併合の場合（7条本文+但書き）** 複数の者を当事者とする訴え（訴えの主観的併合）の場合には、併合請求の裁判籍の規定は、共同訴訟人間の関係が密接な場合、すなわち38条前段の場合にのみ適用される。

T. Kurita

31

練習問題



① Xは、大阪市内に事務所を有している知合いの弁護士Bに訴訟を委任したい。Bは、大阪地裁に訴えを提起することができるか。

T. Kurita

32

知的財産事件の管轄（1） 特許権等に関する訴え（6条1項）

地方裁判所の事物管轄に属し、かつ、4条または5条により土地管轄が定まる事件については、東京地裁と大阪地裁の専属管轄に服する。

1. 東京地裁は名古屋高裁管内以東の区域、
2. 大阪地裁は大阪高裁管内以西の区域

T. Kurita

33

知的財産事件の管轄（1a）

- 控訴管轄については、知財高裁（東京高等裁判所の特別の支部）に管轄権が集中する方向で規定されている。高裁段階でできるだけ判例統一を図るためである。
- 大阪地裁が6条1項2号の規定により第一審とした終局判決に対する控訴は、知財高裁の控訴管轄に服す（6条3項）。

T. Kurita

34

知的財産事件の管轄（2） 意匠権等に関する訴え

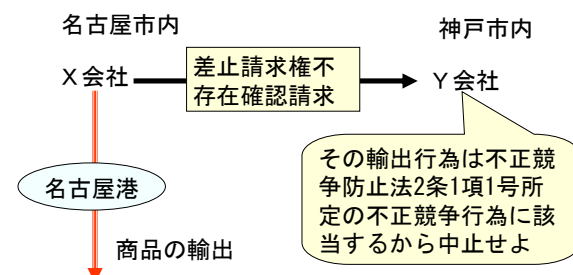
競合的広域管轄権

- 専門性はそれほど高くないので、東京地裁と大阪地裁の専属管轄とせずに、原告は管轄権を有する他の地裁に提起することも、東京地裁あるいは大阪地裁に提起することもできる。
- 東京地裁は、名古屋高裁管内以東の区域について、大阪地裁は大阪高裁管内以西の区域について、広域的管轄権を有する（6条の2）。

T. Kurita

35

練習問題：管轄裁判所をすべてあげなさい



T. Kurita

36

最決平成16年4月8日

- 民訴法5条9号の「不法行為に関する訴え」は、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する侵害の停止又は予防を求める差止請求に関する訴えをも含む。
- 不正競争防止法3条1項の規定に基づく不正競争による侵害の停止等の差止めを求める訴え及び差止請求権の不存在確認を求める訴えは、いずれも民訴法5条9号所定の訴えに該当する。

T. Kurita

37

指定管轄（10条）

個々の事件において裁判で管轄裁判所が指定される場合。

1. 管轄裁判所が裁判権を行使することができないときには、直近上級裁判所が決定する（1項）。
2. 隣接する複数の裁判所の管轄区域が不明確なため管轄裁判所が定まらないときには、共通の直近上級裁判所が決定する（2項）。

T. Kurita

38

合意管轄（11条）

- 専属管轄以外の管轄については、当事者の合意によって変更することができる。
- 合意の基本的態様。
 1. **専属的合意** 特定の裁判所にのみ管轄を認め、すべての又は他の法定管轄裁判所の管轄を排除する合意（特定の裁判所は、法定管轄裁判所の一つであってもなくてもよい）
 2. **付加的合意** 法定管轄裁判所のほかに管轄裁判所を追加する合意

T. Kurita

39

合意管轄の要件（1）

- 内容面での要件
 1. 一定の法律関係に基づく訴えについての合意であること。
 2. 管轄裁判所が存在し、その数が不当に多くないこと。
 3. 第一審の管轄裁判所を定める合意であること（11条1項）。
 4. 専属管轄裁判所が法定されていないこと（13条）。

T. Kurita

40

合意管轄の要件（2）

- 形式面での要件
 - a. 管轄の合意は、書面で行なければならない（11条2項）。
 - b. 管轄の合意がその内容を記録した電磁的記録によってなされたときは、書面によってなされたものとみなされる（3項）

T. Kurita

41

応訴管轄（12条）

- 管轄権のない裁判所に訴えが提起された場合でも、被告がその裁判所での審理・裁判に応ずる場合には、その裁判所で審理・裁判してよい。
- 要件
 1. 被告が管轄違いの抗弁を提出することなく本案について弁論し、または弁論準備手続において申述したこと（12条）。
 2. 第一審における応訴であること（12条）。
 3. 法定専属管轄の定めのないこと（13条）。

T. Kurita

42

法定の専属管轄（1）

- 法定管轄の中で、当事者の意思による変更を認めないことが適当なもの。例：
 1. 再審訴訟（[340条](#)）
 2. 会社の組織に関する訴え（会社法835条1項）
 3. 破産債権査定異議の訴え（[破産法126条2項・6条](#)）
 4. 人事訴訟（[人訴法4条](#)）

T. Kurita

43

法定の専属管轄（2）

- 普通裁判籍および独立特別裁判籍の排除（[13条](#)による[4条1項・5条・6条2項・6条の2](#)の排除）
- 関連裁判籍の排除（[13条](#)による[7条](#)の排除、[145条1項](#)但書き、[146条](#)但書き）
- 管轄の合意の不許（[13条](#)による[11条](#)の排除）
- 応訴管轄の不許（[13条](#)による[12条](#)の排除）
- 専属管轄裁判所外への移送の不許（[20条](#)）
- 専属管轄違反は絶対的上告理由（[312条2項3号](#)）

T. Kurita

44

管轄の調査・判断資料

- 職権調査
- 判断資料 原告が主張・立証すべきであるが、裁判所も職権で証拠調べができる（[14条](#)）。
- 不法行為による損害賠償請求の訴えが不法行為地の裁判所に提起された場合のように、管轄の有無が本案請求を理由付ける事実依存する場合には、原告の主張する事実によって管轄の有無を決定するのが原則となる。
- 任意管轄については、応訴管轄が成立する余地があることに注意。

T. Kurita

45

管轄の標準時（[15条](#)）

裁判所の管轄権の存否は、手続の安定のために、訴え提起の時、すなわち裁判所に訴状が提出された時を標準として決定される（[15条・133条1項](#)）。

1. 被告の普通裁判籍を管轄する裁判所に訴えが提起され、その後に被告の住所が他に移転した場合
2. 50万円の動産の所有権確認の訴えが簡易裁判所に提起された後で、その動産の価額が200万円に上昇した場合

T. Kurita

46